

コンクリートくずは民間処分業者へ持ち込みをお願いします

廃棄物計画課

家屋解体（自費）に伴って発生するコンクリートくずは扇田環境センター及び各仮置場で受け入れできませんので、廃棄物計画課が発行する家屋解体廃棄物特別搬入証を提示し、市が指定する民間処分業者への直接持ち込みをお願いします。（特別搬入証を提示した場合、処分手数料はかかりません）

また、持ち込む際には他のごみと混載せず、コンクリートくずのみに分別して持ち込みをお願いします（分別ができていない場合は持ち込むことができません）。持ち込む際は解体廃棄物搬入書（熊本市ホームページからダウンロードしていただくか、廃棄物計画課の窓口でお渡しします）が必要です。ご注意ください。

なお、処分業者の状況によっては受け入れができない場合がありますので、事前に持ち込み先の処分業者へ確認の連絡をお願いします。

《市が指定する民間処分業者一覧》・・・平成 29 年 1 月 25 日時点

No.	会 社 名	工 場 名	住 所	電話番号
1	東大建設（株）	戸島リサイクルセンター	熊本市東区戸島町467	096-389-7456
2	丸成産業（株）		熊本市西区松尾町近津767番地	096-329-7336
3	（株）前田環境クリーン	北部リサイクルセンター	熊本市北区改寄町2096番地	096-273-4505
4	（株）宝建設	共宝クリーン	熊本市北区植木町亀甲660-1	096-273-3333
5	（株）星山建設工業	星山建設工業リサイクルセンター	合志市福原3113-28	096-215-5660
6	肥後木村組（株）	大津生コンクリート工場	菊池郡大津町大林1380-6	096-293-5621
7	東陽道（株）	大津リサイクルセンター	菊池郡大津町瀬田504-1	096-293-0720
8	（有）田邊工業所		玉名郡玉東町上木葉415	0968-85-3155

※市指定の民間処分業者は今後増減する場合がありますので、決まり次第お知らせします。

特別搬入証を持っていない場合は民間処分業者（上表以外の業者含む）へ持ち込む際に、通常どおり処分料金をお支払いいただく必要があります。ただし、一定の要件（解体工事業者との契約が平成 28 年 6 月 21 日までに締結しており、り災証明書の判定が全壊、大規模半壊及び半壊であることなど）を満たす場合は、処分料金の償還がある場合があります。詳細については震災廃棄物対策課（電話：096-328-2976）にお問い合わせください。